平成２４年（フ）第７７３号
千葉市若葉区大草町441番地22
債務者　内田　顯正
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７８５号
千葉県市川市新田３丁目16番13―301号　グレースマキノＮＯ３
債務者　小田島英二
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７９１号
千葉市花見川区花見川１番25棟501号
債務者　熊田　彰子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７９６号
千葉市若葉区若松町432番地81
債務者　吉田　至元
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８１７号
千葉市花見川区作新台２丁目11番１号
債務者　斉藤　康之
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８１８号
千葉市花見川区作新台２丁目11番１号
債務者　斉藤　和代
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８１９号
千葉市花見川区作新台２丁目11番１号
債務者　吉田　豊彦
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８３７号
千葉市中央区白旗１丁目３番１棟204号
債務者　橘　　恵理
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９１０号
千葉県市原市飯沼628番地１京葉飯沼荘１号
債務者　村上　祐太
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２１号
千葉県館山市正木133番地の18
債務者　鈴木　　弘
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第５２号
石川県七尾市和倉町２部１番地50　第１コーポみほ11号
債務者　髙橋裕美子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第５０号
山梨県都留市つる１丁目13番20号
債務者　稀代　佳子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
山梨県富士吉田市下吉田839番地
債務者　天野　雅之
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第９０号
長野県上田市神畑327番地　コーポ倉沢106号、前住所長野県上田市御所565番地４
債務者　松田　栄司
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１４４号
長野県安曇野市豊科南穂高3014番地、住民票上の住所長野県安曇野市豊科387番地１　西山団地５号棟308号室
債務者　牛山　豊一
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１６９号
長野県松本市筑摩４丁目２―19　コーポ興和館Ａ号、住民票上の住所長野県北安曇郡池田町大字池田2011番地
債務者　小野澤晴永
1　決定年月日時　平成24年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１７４号
長野県松本市並柳３丁目13番20号　フレグランス並柳Ｅ―102
債務者　津田　剛正（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
長野地方裁判所松本支部